

平成 30 年度第 1 回いじめ防止対策推進委員会 概要

1 日 時 平成 30 年 6 月 20 日(水) 午前 9 時 30 分から同 11 時 30 分

2 場 所 御所西 京都平安ホテル 2 階「瑞鳳」

3 出席者 【委 員】 7 名 (欠席なし)

【府教委】 指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他

【傍聴者】 なし

4 概 要 (委員会の決定事項)

(1) 委員長選出

本間 友巳 委員を委員長に選出

(事務局からの説明事項)

(1) 前回委員会の概要

(2) 京都府いじめ防止基本方針について

(3) 京都府いじめ調査について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

京都府いじめ防止基本方針について

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について

○学校のいじめ防止委員会等は「他の組織と併せず、単独で設置することが望ましい」とされているが、府として、もっと踏み込んだ表現もあるのではないか。

●国の基本方針が改定され単独の設置が望ましいと示されている。また、学校規模によっては、同じメンバーが様々な組織を兼ねている場合も多く、必ず単独で設置となると時間的にも厳しいと考える。

●府の基本方針は知事が定め、府内の学校ということで京都市立もあれば、私立も一応、網羅していると考えられることから、厳密に「単独設置」は難しく、ぎりぎりの表現であると考えられる。

○他の委員会と兼ねるとスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、その組織に入っていない場合が出てくるのではないか。

●設置者の権限の問題があり、小中学校では市町（組合）教育委員会の権限でいじめ防止委員会も位置付けている。

○権限の関係はあるので、権限の及ぶところにはしっかり書き込んでいくべきである。

2 学校評価の評価項目への位置付けについて

○学校評価の評価項目にどのように位置づけされているのか、イメージしにくいので説明頂きたい。

●各学校で行っている「学校評価」の項目にいじめ調査が含まれているか、把握できていない。今後、府立学校については、基本方針の改定、組織の位置付け等確認していきたい。

3 幼児期の教育について

○幼児期の教育において、「相手を尊重する気持ち」とあるが、幼児期に相手を思いやる気持ちが尊重できるのか。まずは、自分を大切にすることが大切ではないか。

○心理的な発達の段階から考えて他者を思いやることは難しいと考える。幼児期は自分が先であり、そのあとに他者である。

○子どもがSOSを言えることが大切であり、SOSを受信した子どもが他人を思いやることである。

●次回の基本方針の改定において、ご意見を参考に策定していきたい。

○いじめ防止基本方針は保育園や幼稚園にはあてはまらないのか。

●法律そのものが、幼児教育を含んでいない。

4 いじめの防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言等

○市町村や学校のいじめ調査や認知の在り方、いじめ解消までの3カ月間の取組等について、指導・助言が明記されたことは、府としていじめ防止の取組に統括的にかかわっていくことであり、大変意味がある。

【配布資料】

○レジメ【平成30年度第1回京都府いじめ防止対策推進委員会】

○説明1【平成29年度第7回いじめ防止対策推進委員会 概要】

○説明2【「京都府いじめ防止基本方針」の改定について】

○説明3【平成30年度いじめ調査（1回目）等の実施について】

○資料【京都府いじめ防止基本方針・新旧対照表】

○資料【京都府いじめ防止基本方針】（平成30年4月改定）